

## [事案 23-167] 契約更新後保険料増額無効確認請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

特約中途付加時に保険料変更に関する説明を受けておらず、また、約款も受け取っていない等として、保険会社に支払った自動更新後の保険料増額分の返還を求めて、申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 10 年 11 月、がん保険に特約の中途付加を申し込んだが（中途付加月は平成 11 年 3 月、平成 21 年 3 月に特約が自動更新され保険料が勝手に増額されていることが判明した。申込時に、自動更新扱いである旨の説明はなく、申込書にもその旨の記載はなく、約款も受領していないので、自動更新後の保険料増額分を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に本件特約の保険期間、自動更新及び更新後の保険料変更の可能性については約款の交付等を通じて申立人に説明済みであり（特約申込書には申立人の自署、約款受領印がある）、本件特約は約款どおり有効に成立している。
- (2) 申立人が、自動更新をしない旨の申出を当社にしたことはなく、本件特約は平成 21 年 3 月に自動更新されているため、同更新に伴う保険料変更も当然に有効である。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書類等の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 「ご契約のしおり・約款」には満期時前に反対の意思表示の無い限り更新すること、及び更新後の保険料は更新日における被保険者の年齢により計算されることが規定されており、本件契約が自動更新された場合には、当該特約の保険料は変更されることが前提となっていることから、契約者は、更新に際し、前記増額を容認して更新するか、更新をしないかの選択しかできないことになる。
- (2) 申立人は、自動更新規定の存在及びその後の保険料の増額の説明の不存在を理由に主張しているが、仮に説明不足があり、それが契約の効力に影響を与えても、それは当該自動更新の効力の有無についてであり、更新はするが保険料は増額しないとする何らの法的根拠にはならない。
- (3) 本件では、「申込書」の契約のしおり受領欄に押印されており、「ご契約のしおり・約款」を受領したものと推定される。また、「ご契約のしおり・約款」において、「更新後の特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。」との記載や「更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。」との記載がある。更に同趣旨の文言は、パンフレットにも記載があり、また同書面には

申込時の料率ではあるが、年齢ごとの特約保険料が記載されており、更新後の保険料のおおよその金額は明らかであることから、申立人は自動更新、及び更新後の保険料を認識できる状態にあり、説明義務違反は認められない。

- (4) 申立人は、「ご契約のしおり・約款」の受領を否定しているが、申立人は銀行員であり、署名押印の重要性を熟知していることから、印鑑を押すに際し、押印欄の記載を無視して押印することは通常考えられず、また、パンフレット等の説明文書を受領せずに契約することも通常考えられない。